

第5章 企業立地制度事例

5-1. 企業立地事例の概要

(1) 概要

企業誘致や立地支援策について、他市参考事例を収集・整理する。

(2) 対象とする自治体

対象とする自治体は、県内我孫子市のある東葛地域11市のうち、企業立地関連制度や条例のある自治体について、WEBより調査を行ったところ、2市が該当したが、9市には、制度・条例がなかった。また、印旛地域及び千葉市など周辺へ対象範囲を広げ、我孫子市と同程度以上の人口のある自治体について、同様の調査を行ったところ、5市が該当した。事例収集対象を次の表に示す。

表. 事例収集対象

区分	自治体名	シート No.	制度
千葉県	東葛地域	柏市	No.1 企業立地促進制度
		流山市	No.2 企業立地優遇制度
	印旛地域	白井市	No.3 企業立地優遇制度
		印西市	No.4 印西市企業立地奨励制度
		成田市	No.5 成田市企業誘致制度
		佐倉市	No.6 企業立地支援制度
	県庁所在地	千葉市	No.7 企業立地補助金制度

また、経済専門誌調査より抜粋した全国政令市11の主な企業誘致策、産業振興策を掲載する。自治体と施策を次の表に示す。

表. 全国政令市企業誘致策

区分	自治体名	施策
政令指定都市	札幌市	札幌圏みらいづくり産業立地促進事業
	さいたま市	さいたま医療ものづくり都市構想の推進
	千葉市	中規模本社立地事業
	横浜市	企業立地促進条例
	新潟市	NIIGATA SKY PROJECT
	静岡市	中小企業事業高度化機械設備事業
	浜松市	新産業創出事業費補助金
	名古屋市	小規模企業者設備投資促進補助金
	京都市	中小企業パワーアッププロジェクト
	堺市	企業投資促進事業
	北九州市	航空機産業誘致促進事業

日経グローバルNo.199（平成24年7月2日）より

No.1	補助金・助成金	千葉県	柏市	経済産業部商工振興課																														
制度名	企業立地促進制度																																	
概要	<ul style="list-style-type: none"> 柏市では、市内の企業立地促進地域（工業専用地域、工業地域、工業団地等）において、工場や研究所などの事業施設を設置し、営業を行う企業に対して、企業立地促進奨励金を交付している。 柏市に立地する企業のうち、次のいずれかに該当するものに対し、柏市企業立地促進奨励金交付要綱に基づき、1億円を限度に奨励金が交付される。 																																	
企業立地に対する支援	<p>1. 支援の対象となる施設</p> <p>(1) 工場（製造業）</p> <p>(2) 研究所（下記の分野について学術的研究、試験、開発研究を行う施設）</p> <p>(3) その他の事業所（下記の分野で市長が特に必要と認めるもの。商業施設を除く）</p> <p>2. 支援の対象となる分野</p> <p>(1) バイオテクノロジー関連産業</p> <p>(2) ナノテクノロジー関連産業</p> <p>(3) ロボット関連産業</p> <p>(4) 情報通信関連産業</p> <p>(5) 環境関連産業</p> <p>(6) ライフサイエンス、健康、医療関連産業</p> <p>(7) 食品関連産業</p> <p>(8) その他市長が特に必要と認める産業</p> <p>3. 支援の対象となる地域</p> <p>(1) 工業専用地域、工業地域（都市計画法第8条第1項第1号）</p> <p>(2) 市内工業団地（十余二、根戸、柏三勢、柏機械金属、沼南、風早、柏鷲野谷、柏サイエンスパーク）</p> <p>(3) 工場立地調査簿に記載されている地域（工場立地法第3条）</p> <p>(4) その他市長が特に必要と認める地域</p> <p>4. 対象となる事業及び奨励金の額</p>																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>投下固定資産額</th> <th>雇用労働者数</th> <th>奨励金の額</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規立地</td> <td>3億円以上</td> <td>10人以上</td> <td>税額相当額</td> <td>3年</td> </tr> <tr> <td>本社の立地</td> <td>3億円以上</td> <td>30人以上</td> <td>税額の2分の1</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>外資系企業の立地</td> <td>3億円以上</td> <td>30人以上</td> <td>税額の2分の1</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>増設</td> <td>1億円以上</td> <td>10人以上</td> <td>税額相当額</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>ベンチャーステップ</td> <td>1億円以上</td> <td>10人以上</td> <td>税額相当額</td> <td>3年</td> </tr> </tbody> </table>					投下固定資産額	雇用労働者数	奨励金の額	期間	新規立地	3億円以上	10人以上	税額相当額	3年	本社の立地	3億円以上	30人以上	税額の2分の1	1年	外資系企業の立地	3億円以上	30人以上	税額の2分の1	1年	増設	1億円以上	10人以上	税額相当額	1年	ベンチャーステップ	1億円以上	10人以上	税額相当額	3年
		投下固定資産額	雇用労働者数	奨励金の額	期間																													
	新規立地	3億円以上	10人以上	税額相当額	3年																													
	本社の立地	3億円以上	30人以上	税額の2分の1	1年																													
外資系企業の立地	3億円以上	30人以上	税額の2分の1	1年																														
増設	1億円以上	10人以上	税額相当額	1年																														
ベンチャーステップ	1億円以上	10人以上	税額相当額	3年																														
<p>(補足)</p> <ul style="list-style-type: none"> 税額とは、固定資産税及び都市計画税の額を指す。 ベンチャーステップとは、東葛テクノプラザ又は東大柏ベンチャープラザに入居していた企業が、退去の日後3年以内に立地計画書を提出した場合。 なお、本制度の適用企業のうち、投資金額が3億円以上でかつ新規雇用が30人以上の企業に対しては、千葉県から、柏市の奨励金と同額（ただし1億円を限度）の補助金が交付される。（千葉県立地企業補助金交付要綱による）。 																																		

No.1	補助金・助成金	千葉県	柏市	経済産業部商工振興課
企業立地に対する支援	<p>5. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奨励金の交付に当たっては、交付決定の日から一定期間、対象となる事業施設の営業を継続していくことを条件とする。 ・詳細については、以下の交付要綱を参照 柏市企業立地促進奨励金交付要綱（H24.4.1 改正） 			
その他支援制度	<p>1. 新産業創出に対する支援</p> <p>(1) 産学連携事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学や公設試験研究機関等の協力を得て、新技術・新製品の共同研究・開発等を行う経費の一部を助成（限度額：300万円） <p>(2) 販路開拓事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去5年以内に、国・県・市等の助成を受けて開発した新製品の販路開拓経費の一部を助成（限度額：200万円） <p>2. 中小企業の活性化に対する支援</p> <p>(1) ISO9000 シリーズ、ISO14000 シリーズの審査・認証取得経費の一部を助成（限度額：30万円）</p> <p>(2) エコアクション 21 の審査・認証所得経費の一部を助成（限度額：10万円）</p> <p>(3) 経営革新事業費の一部を助成（限度額：30万円）</p> <p>(4) 知的財産権取得・登録事業経費の一部を助成（限度額：10万円）</p> <p>3. ベンチャー企業に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東大柏ベンチャープラザに入居して研究開発の成果に基づき事業化を目指している企業に対し、入居費用を助成 <p>4. 創業に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柏市では創業する企業に対して、運転資金と設備資金を融資（限度額：合計で 1,500万円） 			

No. 2	補助金・助成金	千葉県	流山市	総合政策部 誘致推進課
制度名	企業立地優遇制度			
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の制度（企業立地の促進に関する条例）に対して、対象範囲が拡充された。 <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税、都市計画税相当額を5年間（本社機能を有する場合は7年間）奨励金として交付 ・市民を雇用した場合に1人あたり20万円（限度額600万円）を奨励金として交付 ・太陽光発電設備を設置した場合は発電能力1キロワットあたり5万円、雨水利用設備を設置した場合は有効貯水量1立方メートルあたり5万円（それぞれ限度額100万円）を助成金として交付 			
適用対象	<p>1. 奨励内容及び対象要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれにも該当し、下の各要件及び対象施設となる企業に予算の範囲内で奨励金又は助成金を交付する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 流山市内の土地を購入又は賃借して工場や研究所、事業所を取得、若しくは新築して事業を開始するもの (2) 国税、都道府県税及び市町村税を完納しているもの <p>2. 対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号。以下「産業分類」という。）による分類D建設業中分類06総合工事業の用に供する事務所 (2) 産業分類による大分類Eの製造業の用に供する工場 (3) 産業分類による大分類Gの情報通信業の用に供する事業所 (4) 産業分類による大分類L学術研究、専門・技術サービス業の用に供する事業所 (5) バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、ロボット等の先端技術関連業務の用に供する事業所 (6) その他特に産業の振興に寄与すると市長が認めるもの 			
奨励金の種類	<p>1. 企業立地促進奨励金</p> <p>交付金額：固定資産税及び都市計画税相当額</p> <p>交付期間：5年間（本社機能を有する場合は7年）</p> <p>要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産額が1億円以上 ・常時雇用従業員数が10人以上 <p>2. 雇用奨励金</p> <p>交付金額：雇用者1人あたり20万円（限度額600万円）</p> <p>交付期間：1企業1回限り</p> <p>要件：土地を取得又は賃借後5人以上の市民を1年以上雇用</p> <p>3. 環境配慮型設備設置費助成金</p> <p>(1) 太陽光発電設備設置費助成金</p> <p>交付金額：発電能力1キロワットあたり5万円を乗じた額（限度額100万円）</p> <p>交付期間：1企業1回限り</p> <p>要件：当該事業所に発電能力10キロワット以上の太陽光発電設備を立地日までに設置</p> <p>(2) 雨水利用設備設置費助成金</p> <p>交付金額：有効貯水量1立方メートルあたり5万円を乗じた額（限度額100万円）</p> <p>交付期間：1企業1回限り</p> <p>要件：当該事業所に有効貯水量5立方メートル以上の雨水利用設備を立地日までに設置</p>			

No. 3	補助金・助成金	千葉県	白井市	市民経済部 商工振興課 企業誘致推進室
制度名	企業立地優遇制度			
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・白井市では「企業立地促進条例」を定め、市内に新設・増設・移転により事業所を立地し、平成18年4月1日以降に操業する事業者に対して企業立地奨励金・雇用促進奨励金を交付する。 ・奨励金の交付を受けようとする場合、企業立地奨励金は、操業開始日から2ヵ月以内、雇用促進奨励金は、操業開始日から4ヵ月以内に市に指定事業者指定申請書（第1号様式）を提出する。 ・なお、市の指定後、企業立地奨励金は、各年度の市税等を完納した日から起算して1ヵ月以内、雇用促進奨励金は、操業開始日から起算して15ヵ月を経過した日から起算して1ヵ月以内に企業立地・雇用促進奨励金交付申請書（第5号様式）に関係書類を添えて提出する。 			
適用対象	<ol style="list-style-type: none"> 1. 対象となる地域（促進地域） 市街化区域内 2. 対象となる施設 工場、研究所その他事業所 ※その他事業所とは、日本標準産業分類に記載されている事業の用に供する施設をいい、次の施設は除く。 (1) 不動産賃貸施設 (2) 飲食施設 (3) 娯楽施設 (4) 浴場施設 (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可又は届出を要する施設 3. 奨励金の種類 (1) 企業立地奨励金 (2) 雇用促進奨励金 4. 企業立地奨励金 (1) 事業者の要件 【※以下の要件をすべて満たしていること】 <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産額が1億円以上であり、常用雇用者が10人以上の事業者であること ・促進地域に土地を確保した後、3年以内に操業を開始する事業者であること ※投下固定資産額とは、事業者が対象施設の新設・増設・移転に要した費用のうち地方税法第341条に規定する土地、家屋及び償却資産の取得に係る合計額をいう。 <ol style="list-style-type: none"> (2) 交付額 対象施設の固定資産税及び都市計画税相当額 (3) 交付期間 5年間 (4) その他 <ul style="list-style-type: none"> ・指定された事業者が、当該年度末までに納期が到来する市税、使用料その他公課を期限までに完納しないときは当該年度の奨励金は交付しない。 5. 雇用促進奨励金 (1) 事業者の要件 <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設の操業開始日の前後3ヵ月の間に雇用した市民常用雇用者を引き続き1年以上経過した日において5人以上雇用している事業者 <ol style="list-style-type: none"> (2) 交付額 <ul style="list-style-type: none"> ・市民常用雇用者1人につき10万円、市民常用雇用者が障害者の場合は1人につき30万円 (3) 交付回数 1回限り (4) その他 <ul style="list-style-type: none"> ・指定された事業者が、操業開始日から起算して15ヵ月を経過する日までに納期が到来する市税、使用料その他公課を期限までに完納しないときは奨励金を交付しない。 			

No. 4	補助金・助成金	千葉県	印西市	環境経済部 経済政策課
制度名	印西市企業立地奨励制度			
適用対象	促進地域	市街化区域内		
	対象施設	促進地域に新設、増設及び移転される事業所及び関連施設（別表参照）		
	事業者	対象施設を新設、増設及び移転して事業を営むもの		
奨励措置	立地奨励金		雇用奨励金	
	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 対象施設の固定資産税収納相当額を限度として交付（増設・移転の場合は土地・家屋の固定資産税相当額を限度として交付）奨励金の総額は70億円を上限として交付（交付対象期間通算の上限額） ◇ 交付対象期間は、操業開始の翌年の4月1日から起算して5年間または7年間（別表参照） ◇ 市税、使用料その他の公課を当該年度末までに完納しないときは当該年度を対象とする奨励金は交付しない ※ 国有資産等所在市町村交付金の対象となる土地を事業用借地する場合は、当該交付金相当額を土地の固定資産税収納相当額とみなす。この場合、交付対象期間は操業開始の翌々年の4月1日から起算 		<ul style="list-style-type: none"> ◇ 対象となる常用雇用者1人につき10万円、障害者の場合は20万円を交付 ◇ 奨励金の総額は、1,000万円を上限として交付 ◇ 奨励金の交付は、1回限り 	
要件	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 投下固定資産額が基準額以上（別表参照） ◇ 事業者は、促進地域に土地を確保した後、5年以内に操業開始 ◇ 法令等を遵守し、周辺環境に十分配慮し、公序良俗に反しない事業者・対象施設 ◇ 市税、使用料その他の公課を完納 ※ 投下固定資産額とは、事業者が対象施設の新設、増設又は移転に要した費用のうち地方税法第341条に規定する土地、家屋及び償却資産の取得に係る合計額をいう 		<ul style="list-style-type: none"> ◇ 操業開始日の6ヵ月前から操業開始日までに雇用され操業開始日の12ヵ月後においても引き続き雇用されている市民である常用雇者が10人以上 ◇ 市税、使用料その他の公課を完納 	
失効	平成26年3月31日（指定の申請期限は平成26年2月1日）。 ※ ただし、この条例の失効前にこの条例の規定による指定を受けた事業者については、なお従前の例による。			
その他	※ 立地奨励金の交付を受けようとする場合は、事前に事業者の指定を受けなければならないので、事前に相談をする（指定の申請期限は操業開始日の30日後）			

No. 4	補助金・助成金	千葉県	印西市	環境経済部 経済政策課
適用対象 施設	(別表)			
	対象業種（日本標準産業分類・平成19年総務省告示第618号）	対象施設	投下固定資産額	交付対象期間
	製造業（大分類E）	対象業種の事業の用に供する事業所および関連施設※ ただし廃棄物の処理及び清掃に関する法律による許可又は届出を要する施設又はこれに類する施設を除く	5億円以上	5年
			100億円以上	7年
	電気・ガス・熱供給・水道業（大分類F）	対象業種の事業の用に供する事業所および関連施設※ ただし、新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法第2条に規定されるものを活用するための施設に限る	30億円以上	5年
			100億円以上	7年
	情報通信業（大分類G）	対象業種の事業の用に供する事業所および関連施設※	30億円以上	5年
	学術研究，専門・技術サービス業（大分類L）のうち学術・開発研究機関（中分類71）	同上	5億円以上	5年
			100億円以上	7年
	宿泊業，飲食サービス業（大分類M）の宿泊業（中分類75）のうち旅館，ホテル（小分類751）	同上 ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による許可又は届出を要する施設又はこれに類する施設を除く	30億円以上	5年
生活関連サービス業，娯楽業（大分類N）の娯楽業（中分類80）のうち公園，遊園地（小分類805）	対象業種の事業の用に供する事業所および関連施設※	30億円以上	5年	
※ 関連施設…駐車場・社員寮・研修所・福利厚生施設等				

No.5	補助金・助成金	千葉県	成田市	商工課																	
制度名	成田市企業誘致制度																				
概要	<p>成田市では、企業の成田市内への進出や、市民の雇用を促進するため、平成24年7月に企業誘致制度を拡充した。</p> <p>これにより「市内に本社を新設し、市民を雇用する」、「新たに工業団地に進出する」といった場合に奨励金の交付を受けることが出来るようになった。</p>																				
適用対象	<p>(1) 対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場（製造業） ・事業所（大規模小売店舗、不動産賃貸業、風営法の許可・届出対象を除く） ※ 対象施設は、都市計画法等による制限を受ける。 <p>(2) 新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に工場及び事業所を有しない者が市内に新たに工場等を設置する。【投資型】 ・市内に新たに本社を設置する。【雇用型】（※） ※成田市に本社を新設する雇用型の場合、既に市内に支社等があっても適用の対象となる。 <p>(3) 要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等に定める公害等の発生防止の措置がなされ、かつ、周辺環境に十分な配慮がされていること。 ・市税等を完納していること。 																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>誘致対象区域（※1）</th> <th>要件</th> <th>補助額</th> <th>補助期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用型</td> <td>市内全域 （大栄物流団地、 豊住・野毛平・大栄 工業団地を除く）</td> <td>本社を立地し常用 雇用者数が 100人以上</td> <td>市内在住正規雇用者1 人当たり10万円 （市内在住非正規雇用 者1人当たり5万円）</td> <td>3年間（※2）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">投資型</td> <td>大栄物流団地</td> <td>投下固定資産額が 5億円以上又は常 用雇用者数が30 人以上（※1）</td> <td rowspan="2">対象施設の土地、家屋 及び償却資産に係る 固定資産税（都市計画 税含む）納税に相当す る金額を限度</td> <td rowspan="2">3年間（※3）</td> </tr> <tr> <td>豊住工業団地 野毛平工業団地 大栄工業団地</td> <td>投下固定資産額が 5億円以上かつ常 用雇用者数が30 人以上</td> </tr> </tbody> </table>				種目	誘致対象区域（※1）	要件	補助額	補助期間	雇用型	市内全域 （大栄物流団地、 豊住・野毛平・大栄 工業団地を除く）	本社を立地し常用 雇用者数が 100人以上	市内在住正規雇用者1 人当たり10万円 （市内在住非正規雇用 者1人当たり5万円）	3年間（※2）	投資型	大栄物流団地	投下固定資産額が 5億円以上又は常 用雇用者数が30 人以上（※1）	対象施設の土地、家屋 及び償却資産に係る 固定資産税（都市計画 税含む）納税に相当す る金額を限度	3年間（※3）	豊住工業団地 野毛平工業団地 大栄工業団地	投下固定資産額が 5億円以上かつ常 用雇用者数が30 人以上
	種目	誘致対象区域（※1）	要件	補助額	補助期間																
	雇用型	市内全域 （大栄物流団地、 豊住・野毛平・大栄 工業団地を除く）	本社を立地し常用 雇用者数が 100人以上	市内在住正規雇用者1 人当たり10万円 （市内在住非正規雇用 者1人当たり5万円）	3年間（※2）																
投資型	大栄物流団地	投下固定資産額が 5億円以上又は常 用雇用者数が30 人以上（※1）	対象施設の土地、家屋 及び償却資産に係る 固定資産税（都市計画 税含む）納税に相当す る金額を限度	3年間（※3）																	
	豊住工業団地 野毛平工業団地 大栄工業団地	投下固定資産額が 5億円以上かつ常 用雇用者数が30 人以上																			
<p>※1 造成事業者からの取得に限ります。（二次取得については、他の工業団地の要件と同じ。）</p> <p>※2 本社が操業を開始した日以降1年を経過する日から起算して3年間となる。 2年目以降は、市民常用雇用者が増加した分に対して支給する。</p> <p>※3 工場等が操業を開始した日の翌年の4月1日から起算して3年間となる。</p>																					
<p>(4) 指定手続きについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奨励金を受けようとする事業者は、工場等の操業開始前（※）に、上記の要件を満たすものとして、あらかじめ市長の指定を受ける必要がある。 ・また、投資型においては操業開始予定の30日前、雇用型においては操業開始前までに指定の申請が必要となるので、注意する。 																					

No.6	補助金・助成金	千葉県	佐倉市	産業振興課
制度名	企業立地支援制度			
概要	<p><u>企業立地促進助成金の拡充と地元雇用促進奨励金の拡充</u></p> <p>1. 企業立地促進助成金は、市内の事業所の既存敷地内での増設、リースの償還資産に係る固定資産税相当額も助成対象となった。</p> <p>2. 地元雇用促進奨励金は、市内在住者を雇用した場合、1人あたり年10万円の奨励金を3年間交付する。</p>			
企業立地に対する支援	<p>1. 企業誘致助成金</p> <p>(1) 企業立地促進助成金</p> <p>①条件：投下固定資産額が1億円以上で、常時雇用される従業員が10人以上であること。</p> <p>②助成額：新增設する土地、家屋、償却資産（5年以上のリース資産を含む）に係る固定資産税、都市計画税の納付額の範囲内。</p> <p>③助成期間：5年以内。ただし、本社立地企業は7年（リース資産については5年）以内。</p> <p>(2) 緑化推進奨励金</p> <p>①条件：(1)の適用を受けており、かつ、佐倉市と緑化推進のための協定等を締結した企業で、緑化推進のために植栽をし、維持管理していること。</p> <p>②助成額：緑化促進のための植栽及び維持管理に要した経費に相当する額の2分の1以内の額（助成対象期間内で100万円を限度）</p> <p>③助成期間：5年以内。</p> <p>(3) 賃貸型立地促進助成金</p> <p>①条件：テナントとしてビル等に入居し、雇用従業員数が5人以上であること。</p> <p>②助成額：年間テナント賃借料に要した経費の2分の1以内の額（年間限度額150万円。ただし、本社立地企業については、年間限度額300万円）</p> <p>③助成期間：3年以内。</p> <p>(4) 賃貸型情報機器助成金</p> <p>①条件：(1)又は(3)の適用を受けており、かつ、情報機器を賃借すること。</p> <p>②助成額：情報機器の年間賃借料の額の範囲内（年間限度額50万円）</p> <p>③助成期間：3年以内</p> <p>(5) 地元雇用促進奨励金</p> <p>①条件：(1)又は(3)の適用を受けており、かつ、市内在住者を雇用保険一般被保険者（短時間労働者を除く）及び厚生年金保険被保険者として雇用すること。</p> <p>②助成額：被用者1人あたり年間10万円。</p> <p>③助成期間：3年以内。</p> <p>2. 地元雇用促進奨励金</p> <p>・これまで、地元雇用促進奨励金を1人あたり6万円、単年度限りとしてきたが、地元雇用をさらに促進するため、この奨励金を1人あたり年10万円、3年間交付に拡充した。</p>			
窓口の一元化	<p>3. 「ワンストップサービス」体制によるサポート</p> <p>・進出に関する相談から、開発等に伴う各種行政手続き、アフターフォローに至るまで、企業からお問い合わせを一括して受け付ける「ワンストップサービス」体制を構築している。</p>			
その他支援	<p>4. 『成田空港・圏央道沿線地域基本計画』に基づく支援</p> <p>・計画で指定した業種（①食品・②ものづくり・③物流・④観光関連産業）に該当し、工場等の新增設や事業の高度化を行う際に県の承認を受けた事業者は、次の支援メニューを活用できる。</p> <p>①設備投資に係る法人税又は所得税の特別償却制度、②超低利融資制度、③無利子貸付制度</p>			

No 7	補助金・助成金	千葉県	千葉市	経済企画課 企業誘致班																			
制度名	企業立地補助金制度																						
概要	・補助金事業の適用を受けた企業の、千葉市民の雇用、雇用者の千葉市への転入を支援する。																						
適用対象	<p><u>対象となる業種（全メニュー共通）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業・情報通信関連業・運輸業・卸小売業・学術研究業 ・専門技術サービス業（自然科学研究所、デザイン業、広告業のみ） ・飲食サービス業・建設業・自動車整備業（新港経済振興地区のみ） <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される企業</th> <th>補助対象者</th> <th>内容</th> <th>補助限度額・期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所有型企業立地補助金の対象となった企業</td> <td rowspan="3">本市在住新規常時雇用者、及び常時雇用者で新規に転入した者</td> <td rowspan="3">30万円 /1人</td> <td>6,000万円(上限200人) ×1年</td> </tr> <tr> <td>賃借型企業立地補助金の対象となった企業</td> <td>1,500万円(上限50人) ×1年</td> </tr> <tr> <td>市内企業賃借拠点拡充事業の対象となった企業</td> <td>6,000万円(上限200人) ×1年</td> </tr> </tbody> </table>				適用される企業	補助対象者	内容	補助限度額・期間	所有型企業立地補助金の対象となった企業	本市在住新規常時雇用者、及び常時雇用者で新規に転入した者	30万円 /1人	6,000万円(上限200人) ×1年	賃借型企業立地補助金の対象となった企業	1,500万円(上限50人) ×1年	市内企業賃借拠点拡充事業の対象となった企業	6,000万円(上限200人) ×1年							
適用される企業	補助対象者	内容	補助限度額・期間																				
所有型企業立地補助金の対象となった企業	本市在住新規常時雇用者、及び常時雇用者で新規に転入した者	30万円 /1人	6,000万円(上限200人) ×1年																				
賃借型企業立地補助金の対象となった企業			1,500万円(上限50人) ×1年																				
市内企業賃借拠点拡充事業の対象となった企業			6,000万円(上限200人) ×1年																				
企業立地に対する支援	<p>1. 新たに工場・事務所等を『賃借』される企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃借料の半額を1年間、最大300万円補助。本社の場合、最大500万円 ・法人市民税法人税割額の半額を3年間補助。本社の場合、全額で限度額なし ・事業所の規模100m²以上、常時雇用人数3人から対象 <p><u>補助内容</u></p> <p>(1) 賃借料補助 (2) 法人市民税法人税割額に対する補助 (3) 雇用奨励補助</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>対象地区</th> <th>対象地区</th> <th>補助内容・上限・期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">工場/ 植物工場/ 研究開発施設/ 流通加工施設/ 事務所</td> <td rowspan="2">千葉都心地区 幕張新都心地区 蘇我特定地区</td> <td>市外企業立地事業</td> <td>賃借料の1/2(年300万円上限)×1年 法人市民税法人税割額の1/2×3年</td> </tr> <tr> <td>本社賃借立地事業 ※平成26年までに事業計画認定を受けた企業</td> <td>賃借料の1/2(年500万円上限)×1年 法人市民税法人税割額の100%×3年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">千葉土気緑の森工業団地 ちばリサーチパーク 工専・工業・準工業地域 商業地域、近隣商業地域(事務所のみ)</td> <td>外資系企業賃借立地事業</td> <td>賃借料の2/3(年300万円上限)×1年 法人市民税法人税割額の1/2×3年</td> </tr> <tr> <td>特定創業支援施設 卒業企業賃借立地事業※</td> <td>賃借料の1/3(年100万円上限)×1年 事務所規模の要件に下限なし</td> </tr> <tr> <td>環境関連施設</td> <td>蘇我特定地区リサイクル機能ゾーン</td> <td>市外企業立地事業</td> <td>賃借料の1/2(年300万円上限)×1年 法人市民税法人税割額の1/2×3年</td> </tr> </tbody> </table>				対象施設	対象地区	対象地区	補助内容・上限・期間	工場/ 植物工場/ 研究開発施設/ 流通加工施設/ 事務所	千葉都心地区 幕張新都心地区 蘇我特定地区	市外企業立地事業	賃借料の1/2(年300万円上限)×1年 法人市民税法人税割額の1/2×3年	本社賃借立地事業 ※平成26年までに事業計画認定を受けた企業	賃借料の1/2(年500万円上限)×1年 法人市民税法人税割額の100%×3年	千葉土気緑の森工業団地 ちばリサーチパーク 工専・工業・準工業地域 商業地域、近隣商業地域(事務所のみ)	外資系企業賃借立地事業	賃借料の2/3(年300万円上限)×1年 法人市民税法人税割額の1/2×3年	特定創業支援施設 卒業企業賃借立地事業※	賃借料の1/3(年100万円上限)×1年 事務所規模の要件に下限なし	環境関連施設	蘇我特定地区リサイクル機能ゾーン	市外企業立地事業	賃借料の1/2(年300万円上限)×1年 法人市民税法人税割額の1/2×3年
	対象施設	対象地区	対象地区	補助内容・上限・期間																			
	工場/ 植物工場/ 研究開発施設/ 流通加工施設/ 事務所	千葉都心地区 幕張新都心地区 蘇我特定地区	市外企業立地事業	賃借料の1/2(年300万円上限)×1年 法人市民税法人税割額の1/2×3年																			
			本社賃借立地事業 ※平成26年までに事業計画認定を受けた企業	賃借料の1/2(年500万円上限)×1年 法人市民税法人税割額の100%×3年																			
千葉土気緑の森工業団地 ちばリサーチパーク 工専・工業・準工業地域 商業地域、近隣商業地域(事務所のみ)		外資系企業賃借立地事業	賃借料の2/3(年300万円上限)×1年 法人市民税法人税割額の1/2×3年																				
		特定創業支援施設 卒業企業賃借立地事業※	賃借料の1/3(年100万円上限)×1年 事務所規模の要件に下限なし																				
環境関連施設		蘇我特定地区リサイクル機能ゾーン	市外企業立地事業	賃借料の1/2(年300万円上限)×1年 法人市民税法人税割額の1/2×3年																			
※特定総合支援施設・・・千葉市ビジネス支援センターインキュベート室、千葉市ビジネス支援センター富士見分館ビジネスインキュベート室、千葉大亥鼻イノベーションプラザ、千葉県外資系企業スタートアップセンター																							

No 7	補助金・助成金	千葉県	千葉市	経済企画課 企業誘致班	
企業立地に対する支援	2. 新たに工場・事務所等を『取得』される企業 ・取得した固定資産に係る固定資産・都市計画税の相当額を補助 ・本社立地事業の要件を緩和し、中規模投資も対象。(取得固定資産の評価額 1 億円から) ・市内企業の方も利用可能 補助内容 (1) 取得した固定資産に係る固定資産税・都市計画税相当額 (2) 雇用奨励補助				
	対象施設	対象地区	メニュー名	対象地区	補助内容・上限・期間
	工場/ 植物工場 / 研究開発 施設/ 流通加工 施設/ 事務所	新港経済振興地区	新港経済振興地区企業立地事業	取得固定資産評価額 1 億円以上、または取得固定資産 3 千万円以上かつ常時雇用人員 5 人以上	1 億円×5 年 取得固定資産評価額が 50 億以上の場合 ⇒5 億円×5 年
		千葉都心地区 幕張新都心地区 蘇我特定地区 千葉土気緑の森工業団地 ちばリサーチパーク その他一団の工業団地集積地として認められる工専・工業・準工業地域 商業地域、近隣商業地域（事務所のみ）	重点地域企業立地事業	取得固定資産評価額 2 億円以上、または取得固定資産評価額 1 億円以上かつ常時雇用人員 10 人以上	1 億円×3 年 取得固定資産評価額が 50 億以上の場合 ※1 ⇒5 億円×5 年
	本社	千葉都心地区 幕張新都心地区 蘇我特定地区	本社立地事業	取得固定資産評価額 20 億円以上、かつ従業員 200 人以上	5 億円×5 年
千葉土気緑の森工業団地 ちばリサーチパーク 工専・工業・準工業地域 商業地域、近隣商業地域		中規模本社立地事業	取得固定資産評価額 2 億円以上、または取得固定資産評価額 1 億円以上、かつ常時雇用人員 10 人以上	1 億円×3 年	
倉庫	新港経済振興地区	新港経済振興地区企業立地事業	取得固定資産評価額 1 億円以上、または取得固定資産 3 千万円以上かつ常時雇用人員 5 人以上	1 億円×5 年	
				取得固定資産評価額が 50 億以上の場合 ⇒5 億円×5 年	

No 7	補助金・助成金		千葉県	千葉市	経済企画課 企業誘致班
企業立地 に対する 支援	対象施設	対象地区	メニュー名	対象地区	補助内容・上限・期間
	特定流通 業務施設 ※2	規定なし	特定流通業 務施設立地 事業	取得固定資産評価額 2 億円以上、または取得 固定資産 1 億円以上か つ常時雇用人員 10 人 以上	1 億円×3 年
	環境関連 施設	蘇我特定地区リサ イクル機能ゾーン	重点地域企 業立地事業	取得固定資産評価額 2 億円以上、または取得 固定資産評価額 1 億円 以上かつ常時雇用人員 10人以上	1 億円×5 年
					取得固定資産評価額 が 50 億以上の場合 ⇒5 億円×5 年
<p>※1 流通加工施設を除く</p> <p>※2 物流総合効率化法に規定する特定流通業務施設</p> <p>3. 市内拠点に追加投資等をされる企業 【所有型】市内企業拠点拡充事業 ・市内企業の既存施設における評価額 2 億円以上の追加投資等を支援 【所有型】メニュー</p> <p>補助内容 (1) 取得した固定資産にかかる固定資産税・都市計画税相当額</p>					
	対象施設	対象地区	投資・雇用要件		補助限度額・期間
	工場/ 植物工場/ 研究開発施設/ 事務所/ 流通加工施設/ 倉庫（新港経済 振興地区のみ） /	新港経済振興地区	取得固定資産評価額 1 億 円以上。 うち、土地・建物・構築物 （新・増設）の取得固定資 産評価額 5,000 万円以上 を含むこと。		1 億円×3 年
		千葉都心地区 幕張新都心地区 蘇我特定地区 千葉土気緑の森工業団地 ちばリサーチパーク 工専・工業・準工業地域 商業地域、近隣商業地域 （事務所のみ）	取得固定資産評価額 2 億 円以上。 うち、土地・建物・構築物 （新・増設）の取得固定資 産評価額 1 億円以上を含 むこと。		
	環境関連施設	蘇我特定地区 リサイクル機能ゾーンのみ			

No 7	補助金・助成金	千葉県	千葉市	経済企画課 企業誘致班											
企業立地 に対する 支援	<p>【賃借型】市内企業賃借拠点拡充事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内企業の50人以上の雇用を生み出す拠点拡充を支援 <p>【賃借型】メニュー</p> <p>補助内容</p> <p>(1) 増加した法人市民税法人税割の1/2</p> <p>(2) 雇用奨励補助</p>														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="261 443 485 488">対象施設</th> <th data-bbox="485 443 845 488">対象地区</th> <th data-bbox="845 443 1225 488">投資・雇用要件</th> <th data-bbox="1225 443 1481 488">補助限度額・期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="261 488 485 831">工場/ 植物工場/ 研究開発施設/ 事務所/ 流通加工施設/</td> <td data-bbox="485 488 845 831">千葉都心地区 幕張新都心地区 蘇我特定地区 千葉土気緑の森工業団地 ちばリサーチパーク 工専・工業・準工地域 商業地域、近隣商業地域 (事務所のみ)</td> <td data-bbox="845 488 1225 831" rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 市内企業が新規に拠点を設置するか、既存拠点を増設すること。 市内対象施設で50人以上の常時雇用人員の増加。 </td> <td data-bbox="1225 488 1481 658">法人市民税法人 税割額 (増加分) 1/2×1年</td> </tr> <tr> <td data-bbox="261 831 485 913">環境関連施設</td> <td data-bbox="485 831 845 913">蘇我特定地区リサイクル 機能ゾーン</td> <td data-bbox="1225 658 1481 913">雇用奨励補助 30万円/1人× 上限200人</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	対象地区	投資・雇用要件	補助限度額・期間	工場/ 植物工場/ 研究開発施設/ 事務所/ 流通加工施設/	千葉都心地区 幕張新都心地区 蘇我特定地区 千葉土気緑の森工業団地 ちばリサーチパーク 工専・工業・準工地域 商業地域、近隣商業地域 (事務所のみ)	<ul style="list-style-type: none"> 市内企業が新規に拠点を設置するか、既存拠点を増設すること。 市内対象施設で50人以上の常時雇用人員の増加。 	法人市民税法人 税割額 (増加分) 1/2×1年	環境関連施設	蘇我特定地区リサイクル 機能ゾーン	雇用奨励補助 30万円/1人× 上限200人			
	対象施設	対象地区	投資・雇用要件	補助限度額・期間											
工場/ 植物工場/ 研究開発施設/ 事務所/ 流通加工施設/	千葉都心地区 幕張新都心地区 蘇我特定地区 千葉土気緑の森工業団地 ちばリサーチパーク 工専・工業・準工地域 商業地域、近隣商業地域 (事務所のみ)	<ul style="list-style-type: none"> 市内企業が新規に拠点を設置するか、既存拠点を増設すること。 市内対象施設で50人以上の常時雇用人員の増加。 	法人市民税法人 税割額 (増加分) 1/2×1年												
環境関連施設	蘇我特定地区リサイクル 機能ゾーン		雇用奨励補助 30万円/1人× 上限200人												

(3) 企業立地制度の整理

企業立地制度の概要を一覧で示す。

表. 企業立地制度まとめ

No.	分類※1	自治体名	担当課	制度名	概要	種類			対象					手続き窓口	対象分野 対象業種
						奨励金	助成金	税	立地(取得)	賃貸	追加投資	雇用	環境・緑化※2		
1	A	柏市	経済産業部 商工振興課	企業立地 促進制度	市内の企業立地促進地域(工業専用地域、工業地域、工業団地等)において、工場や研究所などの事業施設を設置し、営業を行う企業に対して、企業立地促進奨励金を交付している	●			●						1.バイオテクノロジー関連産業 2.ナノテクノロジー関連産業 3.ロボット関連産業 4.情報通信関連産業 5.環境関連産業 6.ライフサイエンス、健康、医療関連産業 7.食品関連産業 8.その他市長が特に必要と認める産業
2	A	流山市	総合政策部 誘致推進課	企業立地 優遇制度	企業立地促進奨励金、雇用奨励金、環境配慮型設備設置費助成金、太陽光発電設備設置費助成金、雨水利用設備設置費助成金など、立地企業に対する優遇措置制度を設けている	●	●		●			●	●		1.建設業中分類 06 総合工事業の用に供する事務所 2.製造業の用に供する工場 3.情報通信業の用に供する事業所 4.学術研究、専門・技術サービス業の用に供する事業所 5.バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、ロボット等の先端技術関連業務の用に供する事業所 6.その他特に産業の振興に寄与すると市長が認めるの
3	A	白井市	市民経済部 商工振興課 企業誘致 推進室	企業立地 優遇制度	「企業立地促進条例」を定め、市内に新設・増設・移転により事業所を立地し、操業する事業者に対して企業立地奨励金・雇用促進奨励金を交付する	●			●			●			工場、研究所その他事業所 ※その他事業所とは、日本標準産業分類に記載されている事業の用に供する施設をいい、次の施設は除く。 ①不動産賃貸施設 ②飲食施設 ③娯楽施設 ④浴場施設 ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律許可又は届出を要する施設
4	A	印西市	環境経済部 経済政策課	印西市 企業立地 奨励制度	進出する企業に対し、優遇策(固定資産税収納相当額を限度とした奨励金の交付等)を設け、企業の立地を支援している	●			●			●			1.製造業 2.電気・ガス・熱供給・水道業 3.情報通信業 4.学術・開発研究機関 5.旅館、ホテル 6.公園、遊園地
5	A	成田市	経済部 商工課	成田市 企業誘致 制度	企業の市内への進出や、市民の雇用を促進するため、平成24年7月に企業誘致制度を拡充した。これにより「市内に本社を新設し、市民を雇用する」、「新たに工業団地に進出する」といった場合に奨励金の交付を受けることが可能となった	●									1.工場(製造業) 2.事業所(大規模小売店舗、不動産賃貸業、風営法の許可・届出対象を除く)
6	A・B ・C	佐倉市	産業振興部 産業振興課	企業立地 支援制度	市の企業立地支援制度が拡充され、特に企業立地促進助成金の拡充、地元雇用促進奨励金の拡充を行うことになった	●	●	●	●			●	●	●	1.農業(植物工場) 2.建設業 3.製造業 4.情報サービス業 5.運送業、郵便業 6.各種商品卸売業、繊維・衣服卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業 7.学術・開発研究機関
7	A	千葉市	経済部 経済企画課 企業誘致班	企業立地 補助金 制度	補助金制度を拡充、対象業種・対象地域を大幅に拡大充実の雇用奨励補助固定資産税・都市計画税、法人市民税法人税割額、賃借料の多彩な補助内容市内企業の追加投資にも対応	●		●	●	●	●				※「所有型」「賃貸型」「追加投資型」共通業種。これ以外にもメニューごとに指定する業種がある。 1.製造業・情報通信関連業・運輸業・卸小売業・学術研究業 2.専門技術サービス業(自然科学研究所、デザイン業、広告業のみ) 3.飲食サービス業・建設業・自動車整備業(新港経済振興地区のみ)

※1 A:補助金・助成金 B:手続き迅速化 C:税金の軽減

※2 環境配慮型設備、太陽光発電設備、雨水排水設備含む

[テキストを入力]

表. 政令指定都市が実施している主な企業誘致策・産業振興策

自治体名	事業名	内容
札幌市	札幌圏みらいづくり産業立地促進事業	技術革新分野の産業（医療、医薬品、環境エネルギーなど）を集積。近隣7市町と連携して研究開発施設や製造施設などの立地を促進。上限は札幌市内に立地の場合10億円
さいたま市	さいたま医療ものづくり都市構想の推進	同市に集積する自動車・光学・医療機器分野の企業に、医療機器関連産業への新規参入や事業拡大を「産学官医」の連携で支援
千葉市	中規模本社立地事業	取得固定資産評価額2億円以上、または取得固定資産評価額1億円以上で常時雇用人員10人以上の企業に、固定資産税などの相当額を3年間補助
横浜市	企業立地促進条例	市内特定地域に一定の条件を満たす事業計画を持つ企業や、新たに本社などを設置する企業に、助成金の交付や市税の軽減を行う
新潟市	NIIGATA SKY PROJECT	航空機産業支援事業として、国内外の展示会への出展や国際認証取得費の50%を助成するなど
静岡市	中小企業事業高度化機械設備事業	市内の中小企業が対象。新製品開発や生産性向上など事業高度化に要する設備投資に対し1000万円を上限に助成
浜松市	新産業創出事業費補助金	市が決めた成長6分野（次世代輸送用機器、健康・医療、環境・エネルギーなど）で事業化を目指す市内の中小企業者などに研究対策費の一部を助成
名古屋市	小規模企業者設備投資促進補助金	市内の事業所で小規模企業者が300万円以上の機械・設備を設置する場合に、1企業・個人当たり300万円を上限に取得価格の10%を補助
京都市	中小企業パワーアッププロジェクト	経営革新により持続的な成長が期待される企業を発掘する「オスカー認定制度」を核に、将来性の高い中小企業の発掘から育成まできめ細かく支援する
堺市	企業投資促進事業	市内の中小企業が生産施設に加え、研究開発施設の新設・増設・建て替え、研究開発設備の導入などを行う場合、総投資額の5%を、10億円を上限に補助
北九州市	航空機産業誘致促進事業	今後、成長が見込まれる航空機産業を誘致するため、福岡県航空産業振興会議の活動に加え、市内企業の航空機産業への参入の可能性を探る

日経グローバルNo.199（平成24年7月2日）より

5-2. 企業立地制度事例のまとめ

企業立地の制度・条例を導入する自治体は、立地奨励金や雇用奨励金を設ける例が多い。

- 柏市では、固定資産相当額またはその1/2の額が1億円を限度に1から3年間交付される。
- 流山市では、固定資産税相当額が5年間交付される。市民雇用1人につき20万円交付される。
- 白井市では、固定資産税相当額が5年間交付される。市民雇用1人につき10万円交付される。
- 印西市では、固定資産税相当額が5年間または7年間交付される。市民雇用1人につき10万円交付される。
- 成田市では、固定資産税相当額が3年間交付される。市民雇用1人につき10万円交付される。
- 佐倉市では、固定資産税相当額が5年間交付される。植栽管理経費額の1/2が交付される。賃貸型は、経費の1/2を交付される。市民雇用1人につき10万円交付される。
- 千葉市では、取得型は、固定資産税相当額が5年間交付される。賃借型は、経費の1/2を交付される。市民雇用1人につき30万円交付される。

政令指定都市の主な企業誘致策は、その自治体が定めた分野、中及び小規模事業者等を指定した内容が比較的多い。

- 札幌市、さいたま市、新潟市、浜松市、京都市、北九州市では、分野や産業を特定した制度である。
- 静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、堺市では、市内中小企業を対象としている。